

Continue
in Sendai

仙台に住み続ける



仙台市若年・子育て世帯住み替え支援 申請の手引き (令和8年度版)

私たちを支えてくれる
仙台に決めました

住み替え支援に関する
『仙台市HP』はこちら↓



	通常型	空き家活用型
助成額	基本額 25万円 $+$ 加算 5万円	基本額 50万円 $+$ 加算 15万円
募集期間	第1回：令和8年 6月1日(月)～令和8年8月31日(月) 第2回：令和8年10月1日(木)～令和9年1月 8日(金)	令和8年6月1日(月)～令和8年12月15日(火)

1

事業の目的

本事業は若い世代の本市への定着、既存住宅の流通促進、地域のコミュニティの維持を図るため、若年世帯又は子育て世帯の子育てしやすい良好な戸建て住宅への住み替えを支援していくものとなります。

若年世帯：令和8年4月1日時点で39歳以下の、夫婦又はパートナーシップ関係にある世帯

子育て世帯：令和8年4月1日時点で小学生以下のこども(出産予定の子を含む)がいる世帯

2

助成対象となる住宅の要件

取得する住宅の種類によって、受けられる助成額や手続きの流れが異なります。そのため、以下に記載の住宅要件についてご確認ください。

No	中古住宅(居住の用に供されたことのある住宅)の場合	
1	次に掲げる要件の <u>いずれかに</u> 適合するものであること 1. 建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅であること ➡P.20用語解説参照 2. 1に該当しない場合は、耐震改修工事を実施している又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている住宅であること	☐
2	住宅取得前であり、かつ6か月以上居住していない状態が続いているか はい → <u>空き家活用型(P.3)</u> いいえ → <u>通常型(P.2)</u>	☐

No	中古住宅(居住の用に供されたことのある住宅)以外の場合	
1	<u>長期優良住宅の認定</u> を受けているもの → <u>通常型(P.2)</u>	☐

No	その他要件	
1	若年・子育て世帯が自ら居住する一戸建て住宅であること	☐
2	検査済証の交付を受けているもの ➡P.20用語解説参照	☐
3	二世帯住宅や、店舗、事務所など一体となっている住宅の場合、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であること ➡P.21Q&A参照	☐
4	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと ➡P.20用語解説参照	☐
5	【通常型の場合】 取得した住宅の売買契約の締結日又は工事請負契約の締結日が <u>令和8年1月1日</u> 以降であること	☐

助成額

最大
30万円

基本額

25 万円

+

こども※が2人以上いる場合

5 万円

※こどもとは

令和8年3月31日時点で17歳以下の子（出産予定の子を含む）

募集期間

第1回:令和8年 6月1日(月)～令和8年8月31日(月)

第2回:令和8年10月1日(木)～令和9年1月 8日(金)

注意事項

- 応募はいずれか1回に限ります。
- 申込フォームより、必要事項を入力して申し込みください。
募集期間終了後に、申し込みいただいた方へ申請書用紙のデータをメールでお送りします。
- 各回、**予算を超える場合は抽選を行います。**
抽選の結果、申請対象となった方へ申請書用紙のデータをメールでお送りします。

助成額

最大
65万円

基本額

50 万円



こども※が2人以上いる場合



5 万円

※こどもとは

令和8年3月31日時点で17歳以下の子
(出産予定の子を含む)2000年（平成12年）6月1日以降に
確認済証の交付を受けている住宅

5 万円

建物状況調査を実施した住宅
又は
既存住宅瑕疵保険に加入する住宅

5 万円

募集期間

令和8年6月1日(月)～令和8年12月15日(火)

注意事項

- 住宅取得前にあらかじめ交付申請を行う必要があります。
- 申込フォームより、必要事項を入力して申し込みください。
申し込み後、申請書用紙のデータをメールでお送りします。
- 申し込み申請の対象とした住宅に10年間移住することが要件です。
- 期間内に予算に達した場合、受付を締め切ります。

通常型に関する手続きの流れ

※【フラット35】地域連携型を利用する場合は、
住み替え前のローン契約時の手続きが必要になります(➡P.15及びP.21参照)

STEP1 対象となる市内の戸建て住宅を取得・登記・引越

若年・子育て世帯が、対象となる住宅・宅地(➡P.1・P.8)を自ら支払い取得し、登記し、対象住宅へ引越します

STEP2 転入届・転居届の提出

転入届又は転居届を各区役所に提出し、住み替え後の住民票が取得できるようにしてください。

STEP3 助成対象要件の確認

ホームページのリンクより「手続きガイド」にアクセスし、助成対象の要件(➡P.1・P.8)に該当することを確認してください。

ホームページはこちら



STEP4 申し込み

ホームページのリンクより「せんだいオンライン申請サービス」にアクセスし、必要事項を入力して申し込んでください。

※「せんだいオンライン申請サービス」で申請の際は、世帯主名で申請してください。
連絡先は、世帯主以外でも構いません(例:世帯主の配偶者)

仙台市より、メールで『申請様式』をお送りします。

※メールは、各回の募集期間終了後にお送りします。
仙台市からのメール(@city.sendai.jp)が受け取れるようにしておいてください。

※各回の予算を超える応募があった場合は抽選を行い、申請対象者を決定します。
その際は、抽選の結果申請対象者となった方へのみ『申請様式』をお送りします。

(次のページにつづく)

STEP5 申請書類の提出

『申請様式』に必要事項を記入して、添付書類(➡P.10～P.11)と一緒に、仙台市役所(➡P.22)へ郵送ください。

※お送りするメールでお知らせする期限までに提出してください。

仙台市より「交付決定兼額の確定通知書」を郵送します。

※書類の審査を行いますので、申請書類を提出いただいてから1ヶ月程度要します。

なお、申請状況により期間は前後する場合があります。

※不足書類などがある場合は、確認のため、仙台市よりご連絡いたします。

※要件に該当しないことが分かった場合は、助成金の交付が受けられません。

STEP6 アンケート回答(助成金の請求)

「せんだいオンライン申請サービス」でアンケートにご回答ください。
ご回答後、「請求書」をダウンロードし必要事項を記入して仙台市役所(➡P.22)へ郵送ください。

※回答フォームや回答期限などのお知らせは、「交付決定通知」に同封してお送りします。

手続き完了
ご指定の銀行口座にお振込みします。

※振込日のご連絡は行いません。ご請求から1ヶ月程度でお振込みいたします。

空き家活用型に関する手続きの流れ

※【フラット35】地域連携型を利用する場合は、
住み替え前のローン契約時の手続きが必要になります(➡P.15・P.21参照)

STEP1 助成対象要件の確認

ホームページのリンクより「手続きガイド」にアクセスし、助成対象の要件(➡P.1・P.8)に該当することを確認してください。

ホームページはこちら



STEP2 交付申請

ホームページのリンクより「せんだいオンライン申請サービス」にアクセスし、必要事項を入力してください。
入力後、「交付申請書」「誓約書」をダウンロードし、印刷や必要事項を記入し、添付書類(➡P.12～P.13)と一緒に、仙台市役所(➡P.22)へ郵送ください。

仙台市より「交付決定通知書」を郵送します。

※書類の審査を行いますので、申請書類を提出いただいてから1ヶ月程度要します。

なお、申請状況により期間は前後する場合があります。

※不足書類などがある場合は、確認のため、仙台市よりご連絡いたします。

※要件に該当しないことが分かった場合は、助成金の交付が受けられません。

STEP3 対象となる市内の戸建て住宅を取得・登記・引越

若年・子育て世帯が、対象となる住宅・宅地(➡P.1・P.8)を自ら支払い取得し、登記し、対象住宅へ引越します

STEP4 転入届・転居届の提出

転入届又は転居届を各区役所に提出し、住み替え後の住民票が取得できるようにしてください。

(次のページにつづく)



STEP5 アンケート回答

ホームページのリンクより「せんだいオンライン申請サービス」でアンケートにご回答ください。



STEP6 実績報告

STEP5でアンケートを回答していただくと、自動返信メールが届きます。様式のダウンロード先URLが記載されておりますので「実績報告書」を印刷・必要事項を記入して、添付書類(➡P.14)と一緒に、仙台市役(➡P.22)へ郵送ください。

※書類の審査を行いますので、申請書類を提出いただいてから1ヶ月程度要します。

なお、申請状況により期間は前後する場合があります。

※不足書類などがある場合は、確認のため、仙台市よりご連絡いたします。

※要件に該当しないことが分かった場合は、助成金の交付が受けられません。



仙台市より「確定通知書」を郵送します。



STEP7 助成金の請求

「確定通知書」と一緒に「請求書」が同封されておりますので、必要事項をご記入のうえ、仙台市役(➡P.22)へ郵送ください。



手続き完了
ご指定の銀行口座にお振込みします。

※振込日のご連絡は行いません。ご請求から1ヶ月程度でお振込みいたします。



7 助成対象となる世帯の要件

助成を受けるためには、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

No	要件	
1	以下のいずれかの世帯であること 若年世帯 ：令和8年4月1日時点で39歳以下の、夫婦又はパートナーシップ関係にある世帯 子育て世帯 ：令和8年4月1日時点で小学生以下の子ども（出産予定の子を含む）がいる世帯 ⇒P.20 Q&A参照	☐
2	若年・子育て世帯が、住宅取得した際に要した経費を負担していること （住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。なお、親が一部負担している場合も対象となります） ⇒P.21 Q&A参照	☐
3	生活保護等を受給していない世帯であること （住宅扶助・生活困窮者住宅確保給付金を受給していないこと）	☐
4	世帯員全員に仙台市の市税の滞納がないこと	☐
5	暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものではない世帯であること	☐
6	過去に本制度の助成を受けていない世帯であること	☐
7	本市の他の公的制度による移住や住み替えに係る助成金を受けていないこと （移住支援金、せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）、結婚新生活支援事業） ⇒P.21 Q&A参照	☐
8	国や県などの公的制度による補助金を受けていないこと （みらいエコ住宅2026事業など） ⇒P.21 Q&A参照	☐



8 助成対象となる宅地の要件

取得した宅地が、下記のすべての要件を満たしていることが必要です。

No	要件	
1	都心商業地域内又は拠点商業地域内ではないこと ⇒P.16～P.18参照	☐
2	宅地の全てが仙台市立地適正化計画における 居住誘導区域内 であること ※市街化調整区域や土砂災害警戒区域等は、居住誘導区域に含まれません。	☐
3	新規開発団地等の区域内でないこと ⇒P.19参照	☐
4	前所有者が申請者の三親等内の血族及び姻族並びに配偶者ではないこと ⇒P.20用語解説参照	☐

※助成対象となる宅地の要件の調べ方についてはP.9参照

（次のページにつづく）

<助成対象となる宅地の要件の調べ方>

仙台市都市計画情報インターネット提供サービス

検索

こちらからアクセス！



「都市計画情報」を選択 ➡ 「同意する」を選択 ➡ 住所検索または地図をクリック

The screenshot shows the '都市計画情報' (Urban Planning Information) search results page. At the top, there is a search bar with the example address '入力例: 仙台市青葉区国分町3丁目7-1' (Example: 3-7-1, Kunitomachi, Aoba Ward, Sendai City) and a '検索' (Search) button. Below the search bar, there is a '詳細情報' (Detailed Information) section. The first section is '都市計画決定の内容' (Content of Urban Planning Decision), which includes '都市計画' (Urban Planning) and '用途地域 (建ぺい率/容積率)' (Use District (Floor Area Ratio/Coverage Ratio)). The '用途地域' section is highlighted with a yellow box and labeled with a circled 2. It shows '商業地域 (80%/500%)' (Commercial District (80%/500%)). Below this, there is a section for '都市計画以外の制限' (Restrictions other than Urban Planning), which includes '立地適正化計画 (居住誘導区域)' (Location Suitability Plan (Residential Induction Area)) and '立地適正化計画 (都市機能誘導区域)' (Location Suitability Plan (Urban Function Induction Area)). The '立地適正化計画 (居住誘導区域)' section is highlighted with a yellow box and labeled with a circled 3. It shows '居住誘導区域' (Residential Induction Area).

- ① 住所を選択又は入力して検索し、
表示された地図上で宅地をクリックで選択する。
- ② 「用途地域」を確認する。
「商業地域」の場合は、都心商業地域、拠点商業
地域ではないことを確認する。➡P.16～P.18参照
- ③ 「立地適正化計画(居住誘導区域)」の
「居住誘導区域」であることを確認する。
- ④ 新規開発団地等ではないことを確認 する。➡P.19参照

通常型の申請時に必要な提出書類(申請様式・添付書類)

- ・申請前に、次の申請書類がそろっているかご確認ください。
- ・申請者は、世帯主として下さい。

【必ず提出する書類】

No	仙台市から送付されるメールからダウンロードする書類一覧	
1	助成金交付申請書兼実績報告書(交付要領様式第1号) 【原本】押印が必要です ※両面印刷してください	☐
2	誓約書(交付要領様式第2号) 【原本】 自筆署名が必要です	☐
No	申請者が準備する書類一覧	
3	取得した住宅の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	☐
4	取得した宅地の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	☐
5	取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書 【コピー】 ※令和8年1月1日以降に契約したもの 【必要なページ】 所在地、契約日、工事金額または売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	☐
6	取得した宅地に関する売買契約書 【コピー】 【必要なページ】 所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	☐
7	No.5、No.6の契約書に基づくそれぞれの支払いが確認できる書類 【コピー】 ※子育て世帯等が契約に係る費用を支払ったことが分かる領収書や金融機関への振込依頼書等	☐
8	取得した住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書 【コピー】 ※建築確認台帳記載事項証明書(➡P.20用語解説参照)は、取得した住宅が存在する区の街並み形成課に申請し取得することができます。(1通300円)	☐
9	取得した宅地の位置が分かる付近見取り図 【コピー】	☐
10	世帯主の身分証明書(以下の①～③のうちいずれか1つ) 【コピー】 ① 運転免許証(表面及び裏面) ② マイナンバーカード(表面のみ) ※個人番号(マイナンバー)は不要です。 ③ 資格照認書(表面及び裏面) ※保険者番号・被保険者等記号・番号を必ずマスキング(黒塗り)してください。 ※二次元コードがある場合は、二次元コードもマスキングしてください。	☐
11	世帯員全員の住民票の写し 【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書兼実績報告書(No.1の書類)の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	☐
12	世帯員全員の本市の市税の滞納がないことの証明書 【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書兼実績報告書(No.1の書類)の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	☐

(次のページにつづく)

【該当する場合のみ提出する書類】

No	中古住宅以外の場合	
13	長期優良住宅と分かる認定通知書の写し【コピー】	☐
No	申請日時点で出生予定の子がいる場合	
14	出産予定の子の母子健康手帳【コピー】 ※申請時点で出生予定の子及び申請日以前に生まれた子で、出生届の情報が住民票に反映されていない場合に提出が必要です。 【必要なページ】 表紙(交付日を確認します)及び子の保護者欄 (仙台市交付の母子手帳の場合、1ページ目)	☐
No	パートナーシップ関係にある世帯の場合	
15	仙台市パートナーシップ宣誓書受領証の写し【コピー】 (両面の写しをとり、表面の氏名と裏面の特記事項が確認できるようにしてください)	☐
No	建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅の場合	
16	耐震性能を確認できる書類【コピー】 【必要なページ】 耐震性能を有することが確認できるページ	☐
No	二世帯住宅や、店舗、事務所などと一緒にとなっている住宅の場合	
17	建築確認概要書など用途構成や面積が分かる書類及び図面【コピー】	☐

空き家活用型の交付申請時に必要な提出書類(申請様式・添付書類)

- ・交付申請前に、次の申請書類がそろっているかご確認ください。
- ・交付申請者は、世帯主として下さい。

【必ず提出する書類】

No	仙台市から送付されるメールからダウンロードする書類一覧	
1	助成金交付申請書(交付要領様式第3号) 【原本】 押印が必要です ※両面印刷してください	☐
2	誓約書(交付要領様式第4号) 【原本】 自筆署名が必要です	☐
3	取得予定である住宅の全景写真(参考様式) 【コピー】 ※交付申請時点の状況が確認できるものに限りします。	☐
No	申請者が準備する書類一覧	
4	取得予定である住宅の登記記録の全部事項証明書又は 登記情報サービスによる登記情報 【コピー】 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。 ※登記情報サービスによる登記情報については申請日前3ヶ月以内に限りします。	☐
5	交付申請日から遡って半年以上空き家であったことが確認できる書類 【コピー】 ※以下のいずれか一つをご提出ください。 ①電気、ガス又は水道等の閉栓日が確認できる書類 ②空き家となった時期及び空き家期間が確認できる書類等 ③売主(又は仲介業者)の申立書(空き家となった時期及び空き家期間が確認できるもの) ※仙台市から送付されるメールから参考様式をダウンロードできます。	☐
6	取得予定である住宅の築年数が分かる資料 【コピー】	☐
7	取得予定である住宅の位置が分かる付近見取り図 【コピー】	☐
8	世帯主の身分証明書(以下の①～③のうちいずれか1つ) 【コピー】 ① 運転免許証(表面及び裏面) ② マイナンバーカード(表面のみ) ※個人番号(マイナンバー)は不要です。 ③ 資格確認書(表面及び裏面) ※保険者番号・被保険者等記号・番号を必ずマスキング(黒塗り)してください。 ※二次元コードがある場合は、二次元コードもマスキングしてください。	☐
9	世帯員全員の住民票の写し 【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書(No.1の書類)の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	☐
10	世帯員全員の本市の市税の滞納がないことの証明書 【原本】 (課税の有無に関係なく必要です。30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書(No.1の書類)の同意事項①、②に同意いただける場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	☐

(次のページにつづく)

【該当する場合のみ提出する書類】

No	リフォーム工事を行う場合	
13	リフォーム工事を行う場所の写真 【コピー】 ※交付申請時点の状況が確認できるものに限りします。 ※仙台市から送付されるメールから参考様式をダウンロードできます。	☐
No	申請日時点で出生予定の子がいる場合	
14	出産予定の子の母子健康手帳 【コピー】 ※交付申請日時点で出生予定の子及び申請日以前に生まれた子で、出生届の情報が住民票に反映されていない場合に提出が必要です。 【必要なページ】 表紙(交付日を確認します)及び子の保護者欄 (仙台市交付の母子手帳の場合、1ページ目)	☐
No	パートナーシップ関係にある世帯の場合	
15	仙台市パートナーシップ宣誓書受領証の写し 【コピー】 (両面の写しをとり、表面の氏名と裏面の特記事項が確認できるようにしてください)	☐
No	建築確認日が昭和56年5月31日以前の住宅の場合	
16	耐震性能を確認できる書類 【コピー】 【必要なページ】 耐震性能を有することが確認できるページ	☐
No	二世帯住宅や、店舗、事務所などと一緒にしている住宅の場合	
17	建築確認概要書など用途構成や面積が分かる書類及び図面 【コピー】	☐

空き家活用型の実績報告時に必要な提出書類(申請様式・添付書類)

- ・実績報告前に、次の申請書類がそろっているかご確認ください。
- ・実績報告者は、世帯主として下さい。

【必ず提出する書類】

No	仙台市から送付されるメールからダウンロードする書類一覧	
1	助成金実績報告書(交付要領様式第8号) 【原本】 押印が必要です ※両面印刷してください	☐
No	申請者が準備する書類一覧	
2	取得した住宅の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※若年・子育て世帯へ所有権移転登記完了後のものに限りです。 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	☐
3	取得した宅地の登記記録の全部事項証明書 【原本】 ※若年・子育て世帯へ所有権移転登記完了後のものに限りです。 ※全部事項証明書は、法務局に申請し取得することができます。	☐
4	取得した住宅の売買契約書 【コピー】 【必要なページ】 所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	☐
5	取得した宅地に関する売買契約書 【コピー】 【必要なページ】 所在地、契約日、売買金額が分かるページ、売主及び買主の記載及び押印がされているページ	☐
6	No.4、No.5の契約書に基づくそれぞれの支払いが確認できる書類 【コピー】 ※子育て世帯等が契約に係る費用を支払ったことが分かる領収書や金融機関への振込依頼書等	☐
7	取得した住宅の検査済証又は建築確認台帳記載事項証明書 【コピー】 ※建築確認台帳記載事項証明書(➡P.20用語解説参照)は、取得した住宅が存在する区の街並み形成課に申請し取得することができます(1通300円)	☐
8	世帯員全員の住民票の写し 【原本】 (続柄の記載あり、個人番号の記載なし、30日以内に交付を受けたもの) ※助成金交付申請書の同意事項①、②に同意いただいた場合は提出不要です。 ※親世帯が同居する場合は親世帯を含みます。	☐

【該当する場合のみ提出する書類】

No	加算要件に該当する場合	
8	建物状況調査の結果が確認できる書類 【コピー】	☐
No	リフォーム工事を行った場合	
9	リフォーム工事に係る工事請負契約書 【コピー】	☐
10	No.9の契約書に基づく支払いが確認できる書類 【コピー】	☐
11	リフォーム工事を行った場所の工事前・後写真 【コピー】 ※仙台市から送付されるメールから参考様式をダウンロードできます。	☐



12 住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する方

本助成制度の対象となる方が、一戸建て持ち家を取得する際に住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用する場合、借入金利の引下げ(当初5年間▲0.5%)を受けることができます。

【フラット35】地域連携型を利用するためには、借入の契約前に、仙台市が発行する利用対象証明書の交付を受ける必要があります。➡P.21 Q&A参照

詳しくは、下記HP又はお客さまコールセンターへお問い合わせください

【フラット35】地域連携型の詳細について

ホームページ(www.flat35.com)

お客さまコールセンター(0120-0860-35/祝日・年末年始以外 9:00~17:00)

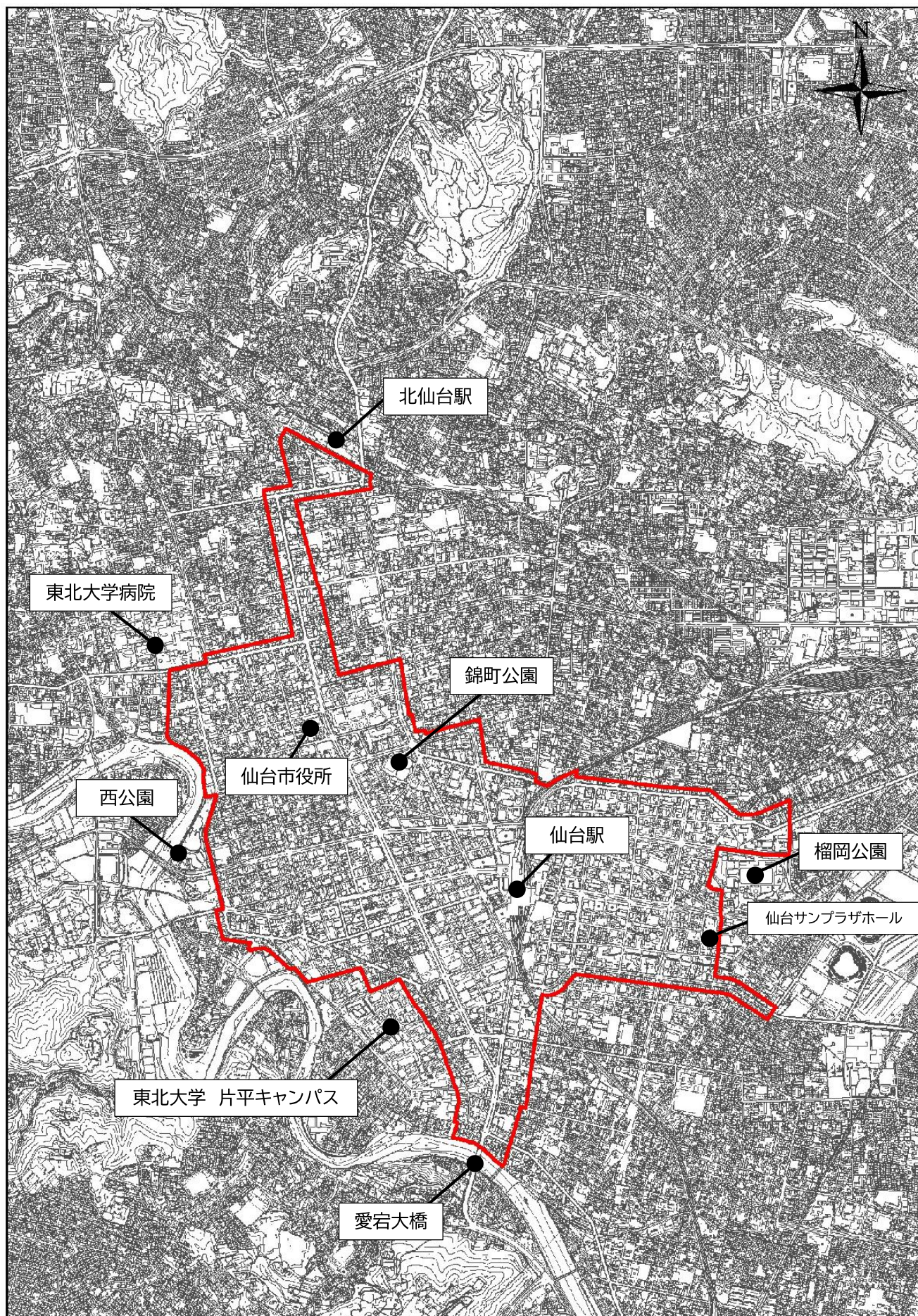
<申請の流れ>

- 1 本助成制度の要件(➡P.1・P.8参照)を満たしているか確認した上で、下記の必要書類を仙台市にご提出ください。
(申請に不備等がなければ、受付後1週間程度で【フラット35】地域連携型利用対象証明書を発行します。)
- 2 仙台市より発行された証明書を持参し、取扱金融機関にて、融資の手続きを行ってください。
- 3 対象住宅へ住み替え後、本助成制度の申込みを行ってください。

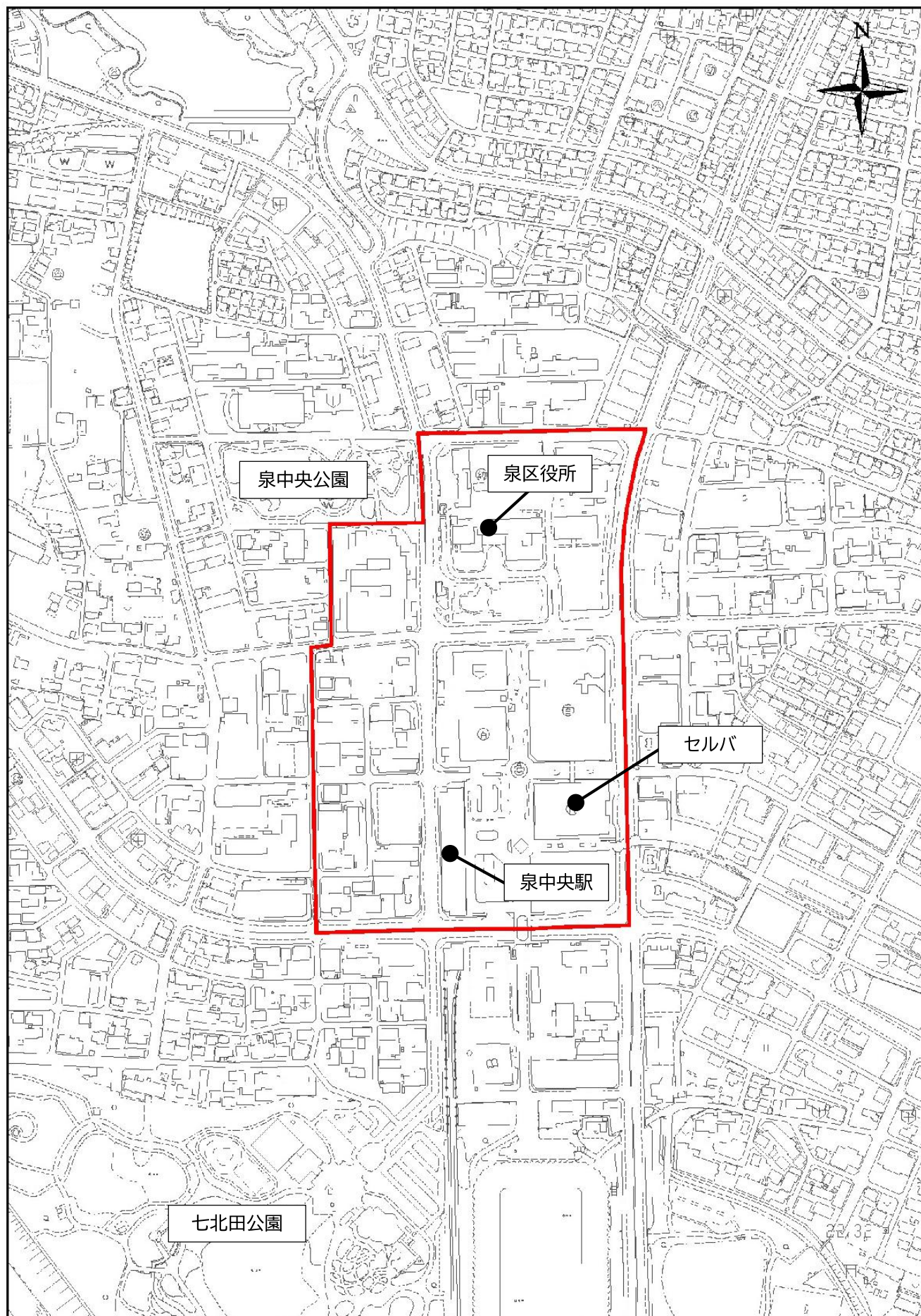
※ 【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。

※ 証明書の発行数が上限に達した場合は受付を終了します。

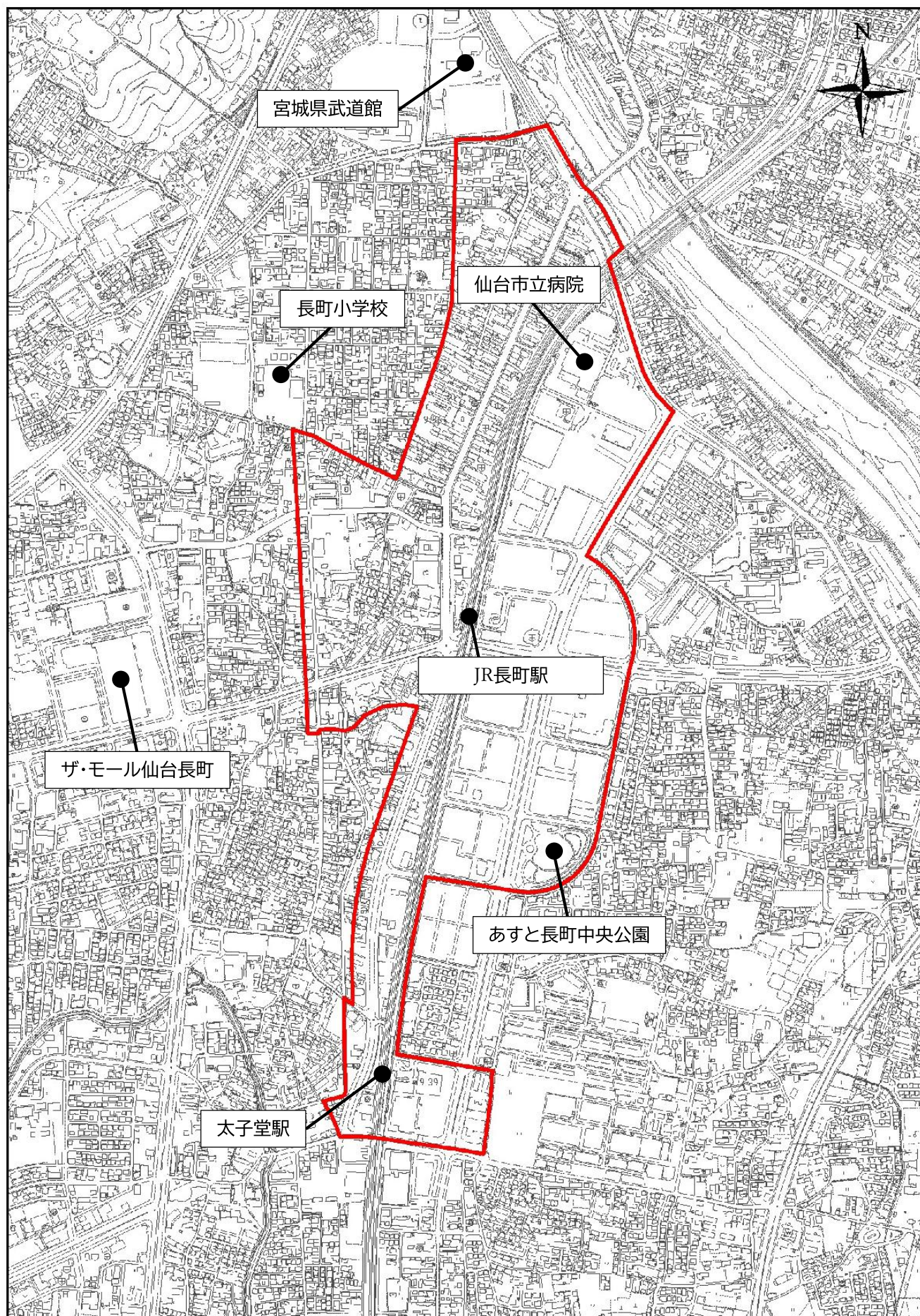
No	必要書類	
1	【フラット35】地域連携型利用申請書 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	☐
2	【フラット35】地域連携型に関する誓約書及び承諾書 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	☐
3	仙台市要件等確認チェックシート 【原本】 ※仙台市のホームページよりダウンロードしてください。	☐
4	補助対象であることを証明する資料 【通常型→P.10~P.11】【空き家活用型→P.12~P.13】 提出できない書類がある場合は仙台市住宅政策課にご相談ください。なお、【フラット35】地域連携型を利用される場合、P.4STEP5又はP.6STEP2で申請書類を提出する際、一部書類については、記載内容に変更がない場合に限り、省略することができます。	☐

①都心商業地域 ※線で囲まれたエリアは対象となりません

②拠点商業地域（泉中央）※線で囲まれたエリアは対象なりません



③拠点商業地域（長町）※線で囲まれたエリアは対象なりません



※ “場所（町丁目）” に記載のある町丁目の一部が助成対象外となる場合があります。
 詳細は住宅政策課（022-214-8330）までお問い合わせ下さい。

令和8年5月時点

区	場所(町丁目)
青葉区	中山6丁目, 下愛子字観音堂, 下愛子字葉前場, 錦ヶ丘1丁目, 錦ヶ丘5丁目, 錦ヶ丘8丁目, 錦ヶ丘9丁目
宮城野区	岩切1丁目, 岩切字一本杉北, 岩切字羽黒前, 田子西1丁目, 田子西2丁目, 燕沢字北田
若林区	荒井1丁目, 荒井3丁目, 荒井6丁目, 荒井7丁目, 荒井8丁目, 荒井東1丁目, 荒井東2丁目, 荒井南, かすみ町, 蒲町, 長喜城字山神, なないろの里1丁目, なないろの里2丁目, なないろの里3丁目 六丁目字赤沼角, 六丁目字南, 六丁の目元町
太白区	大野田4丁目, 大野田5丁目, 鉤取3丁目, 鉤取字御堂平, 富沢西1丁目, 富沢西2丁目, 富沢西3丁目, 富沢西4丁目, 富沢西5丁目, 御堂平, 茂庭1丁目, 茂庭2丁目, 茂庭字中ノ瀬中, 八木山南2丁目, 八木山南6丁目, 山田本町
泉区	朝日1丁目, 朝日2丁目, 根白石字針生山, 本田町

用語解説

検査済証:	建築基準法に定められたもので、完成した建物が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を証明する文書。建物の完成後に行われる完了検査を受け、適合している場合に発行されます。 ※検査済証が発行されていない住宅は、本支援制度の対象外となります。
建築確認日:	建築基準法に基づき、行政庁の建築主事又は民間企業の指定確認検査機関が「建築物及びその敷地が建築基準関連規定に適合していること」を工事着手前に審査し、適合している場合に、建築確認済証が発行され、建築確認日はその日付。
建築確認台帳記載事項証明書:	建築確認台帳に記載されている建築確認済証や検査済証の交付年月日を証明する書類。 ※検査済証の交付年月日の記載がない住宅は、本支援制度の対象外となります。
三親等内の血族及び姻族:	①申請者本人の ・父母、こどもとその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹とその配偶者、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めいとその配偶者、ひ孫とその配偶者(三親等) ②申請者本人の配偶者の ・父母、こどもとその配偶者(一親等) ・祖父母、兄弟姉妹、孫とその配偶者(二親等) ・曾祖父母、おじ・おば・おい・めい、ひ孫とその配偶者(三親等) 〈参考〉

Q&A



①助成対象世帯について

Q1:	子育て世帯の要件である、小学生以下のこどもがいるとはどのような世帯ですか。
A1:	申請年度において小学6年生以下のこどもがいる世帯、または、申請日時点において出産予定のこどもの母子手帳を取得している世帯です。なお、住み替え時の年度に小学6年生でも、申請年度に中学1年生となる場合は対象となりません。
Q2:	若年世帯の要件である、夫婦又はパートナーシップ関係にあるとはどのような関係にある人をいいますか。
A2:	申請日時点において、夫婦は民法上の婚姻関係にある人、パートナーシップ関係にあるとは仙台市パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている人をいいます。

Q3:	先に土地を購入しており、申請年度に住宅を取得した場合対象となりますか。
A3:	対象となります。宅地の取得時期の要件はありませんが、取得した住宅の工事請負契約の締結日が令和8年1月1日以降である必要があります。 なお、宅地及び住宅の前所有者については要件があります。➡P.1・P.8参照
Q4:	子育て世帯等が、住宅取得した際に要した経費を負担しているとはどのような状況ですか
A4:	住宅と宅地の両方を子育て世帯等が費用負担している必要があります。 親が一部負担している場合でも、住宅と宅地の両方の費用を子育て世帯等が負担していれば対象となります。例えば、以下のような場合は対象となりません。 ・親から相続した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親など親族の所有する宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・親が購入した宅地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合 ・第3者からの借地に、子育て世帯等が住宅を建設する場合
Q5:	本制度と併用できない本市の補助金は、どのような支援がありますか。 また、本制度と併用できる本市の補助金はありますか。
A5:	○併用できない補助金 ・移住支援金(担当課:商業・人材支援課) ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)(担当課:脱炭素政策課) ・結婚新生活支援事業(担当課:こども若者政策課) など ○併用できる補助金 ・せんだい健幸省エネ住宅補助金(改修向け)(担当課:脱炭素政策課) ・仙台市省エネ空調・給湯転換補助金(担当課:脱炭素政策課) ・仙台市木材利用促進支援補助金(担当課:農林企画課) ・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付事業(担当課:各区街並み形成課) など ※令和8年5月28日時点の内容です。 ※支援要件や受付期間がありますので、詳細は担当課へお問合わせ下さい。 ※ <u>本事業は国費を一部使用しています。</u> <u>国や県などの他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金の問い合わせ窓口などにご確認下さい(「みらいエコ住宅2026事業(新築)」については同事業の規定により併用不可であることを事務局に確認しております)。</u>

②助成対象住宅について

Q6:	店舗や事務所などと一緒にとなっている住宅の場合、対象となりますか。
A6:	店舗や事務所以外で、申請者の居住部分の床面積が、全体の床面積の2分の1以上であれば対象となります。 建築確認概要書など各用途の構成や面積が分かる書類及び図面のコピーを提出ください。

③「フラット35」地域連携型について

Q7:	住宅ローン【フラット35】地域連携型を利用し、金利優遇措置を受ける場合、利用対象証明書の申請タイミングはいつになりますか。
A7:	【フラット35】地域連携型の利用対象証明書は、借入れの契約時までに取り扱金融機関へ提出する必要があります。 そのため、本助成金の申請前に利用対象証明書を取得していただくことになります。その際、本助成制度の交付対象になるかを確認するため、補助対象であることを証明する資料(補助申請書類)として、本助成金の申請書類を先行して提出していただくことになります。 なお、【フラット35】地域連携型の利用対象証明書の発行により、本助成金の交付を決定するものではありませんのでご注意ください。

■お問い合わせ先■

仙台市都市整備局住宅政策課

住所：仙台市青葉区二日町12-34 二日町第五仮庁舎9階

TEL：022-214-8330（平日9:00～12:00/13:00～17:00）

■書類郵送先■

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

都市整備局住宅政策課あて

仙台市 若年・子育て世帯住み替え支援

検索

<ホームページ>

<https://www.city.sendai.jp/jutakutaisaku/kosodate/shien.html>